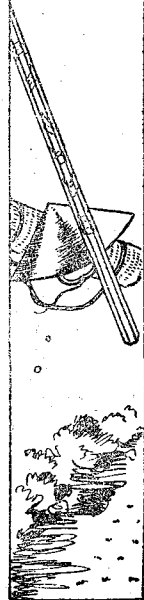


史料



律令時代に於ける道路交通の増加と

其の時代的背景 (終)

——「日本道路交通史」第二章の内——

渡部 英三郎

二、道路交通量の増加

(5) 軍隊の行軍、駐屯軍、武装的移民の群の往還

何時の時代に於いても、軍隊の行軍とそれに伴ふ兵糧、

武器の輸送は、水陸交通の發達を促す大きな原因となつた

が、大化以後に於いても、東北日本の經略を完成するため

に起された大規模な軍事行動は、この方面へ通ずる主要道

路(主として東山道、東海道)の交通量を著しく加へる原因と

なり、且つ近畿地方と奥羽地方との地理的距離を觀念的に

著しく短縮し、「外夷」の地域としての色彩が、此の地方か

ら次第に薄められつゝあつた。

神功皇后の三韓御征伐の御物語によつて示されてゐる對

韓政治關係の開始以來、大化改新の直後頃に至る迄、約四

五世紀の間は、國家經略の主力が韓半島に對して注がれた關係上、隨つて軍事行動も主として、海外との間に行はれた。殊に欽明天皇の二十三年（皇紀一二二二年）（西曆五六二年）半島に於ける日本の政治的根據たる任那日本府が亡びてからは、其の

權子以下に二萬七千の大軍を渡して、新羅を征討せしめられた。その間に於いても大小の軍を起して韓半島の征略平定を意圖されたことは、極めて頻繁であつて（日本書紀）殆ど救擧に遑がない。

回復を意圖して屢々大規模な軍事行動が繰り返された。例へば欽明天皇の二十三年には、大伴連狹手彥を遣はし、數萬と號する大軍を率ひて高麗を征討せしめられたし、崇峻天皇の四年には、紀男麿宿禰、巨勢臣比良夫等以下の諸將に兵二萬を率ひて筑紫に在陣せしめ、吉士磐金吉士木連子等を新羅任那に遣はして、政治上の交渉に當らしめられた。また推古天皇の十年には來目皇子を擊新羅將軍とし、諸將と共に兵二萬五千を率ひて、派遣し給ふた。——但し筑紫に於いて、船舶・食糧の準備中、皇子が病の床に就き給ひ、征討軍は渡海せず了つた。——同じ三十一年には境部臣雄鷹以下を大將軍として、數萬の軍を率ひて新羅を征討せしめられ、天智天皇の元年には、阿曇比羅夫連に船師百七十艘を率ひて渡海せしめられ、續いて同二年には上毛野君

この方面へ派遣せられた出征軍は多くの場合、内海航路によつて西航し、主として九州の西北岸地方に於いて、船舶・糧食の準備を整ひ、出航したものゝ如くであるが、斯等の頻繁な軍事行動は、直接間接に山陽道及西海道の道路交通量を増加し、その發達を促すに至つたことはいふまでもない。大寶令制定の當時より奈良朝時代、平安朝時代を経て、鎌倉幕府の成立に至る迄の間、山陽道から九州に入り太宰府に達する道路が、最も重要な國道であつたのは勿論、長い間に亘る韓半島及び支那大陸との文化的諸般の交渉が、瀬戸内海航路と本道路とを通じて行はれた結果ではあるが、同時にまた往古に於ける大規模な然かも頻繁な軍事行動によつて受けた影響も少くなかつたのである。

東北經略に於ける軍事行動は主として陸路によつたか

ら、その道路交通の發達に及ぼせる影響は、對韓軍事の場合よりも、遙かに直接的であり且つ顯著であつた。四道將軍の御派遣、日本武尊の御東征の御物語を通じて、その片影を窺はれる上古の經路進行以來、東北の夷族は、長い歲月の間に、漸次皇化に浴しつゝあつたものゝ如くであるが、越地方及陸奥の奥地の方では、尙容易に歸屬しない酋族があり、大化改新直後の頃から、これに對する經路が著くし積極化して來た。齊明天皇の四年から五年へかけての、阿部の臣蝦夷・肅慎の征略の如きは、その史上に現はれてゐる顯著な一例である。

「註(1) この場合は越の方面から海路によつて征討軍が蝦夷地に入つたことになつてゐる。(日本書紀) (齊明紀)

天智天皇の二年、新羅を支援した唐軍と白村江で闘はれた戰鬪を轉機として、日本の韓半島に對する經路は退潮の時期に入つたが、反對に其の後間もなく東北の經路は非常に積極化し、屢々大規模な征討軍が派遣せられると共に、經路の本據として蝦夷との隣接地方に域柵を築設し、軍兵を

駐屯せしめる等、徹底的な國內統一が意圖せられたものゝ如くである。斯くして度々繰り返された軍隊の派遣、兵器の輸送、浮虜の護送等は、この地方へ通ずる道路の發達、交通の發展を促進せしめる重要な原因となつた。神龜元年(皇紀一三八四年)に藤原宇合、大野東人等を將として海道方面(陸前)の夷族を征し、多賀城(陸前)を築き、また延曆二十年(皇紀一四六一年)に坂上田村麿を將として更に奥地に軍を進めしめ、膽澤城(陸中)を築き、東北經路の本據を多賀城から此處に進め、續いて弘仁二年(皇紀一四七一年)に文室綿鷹を征討將軍として殘夷を殆ど掃滅せしめたなどは、何れも蝦夷征略の進行を物語る代表的な歴史的事件であるが、然し其の他にも大小の遠征軍が頻繁に進められ、綏撫、討伐が並び行つて、東北平定の手は、奥羽の平定が一段落を告げるまで、ゆるめられることがなかつた。然らば、斯等の征討軍は、如何なる規模を有つたか。軍隊の行軍及びそれに關聯せる交通量の問題を考へるには、先づその規模が如何なるものであつたかを一應明かにして置

くことが必要である。「軍防令」に

凡將帥出征、兵滿二萬人以上、將軍一人、副將軍二人、
軍醫二人、軍曹四人、錄事四人。五千人以上、減副將軍
軍醫各一人、錄事二人。三千人以上、減軍曹二人、各
爲二軍。每惣三軍、大將軍一人（合義解）

とあるのは、大體に於いて當時の軍隊の規模を窺知せしめ
るものである。即ち出征軍は規模の最も小なるもので三千
人、次は五千人、次は一萬人の軍兵から成り、大將軍が總
指揮に當る場合には、少くともこれ等の三軍を其指揮下に
置いたのであるから一萬八千人以上の將兵が旗鼓堂々とし
て征戰の途に就いたのである。史上に蝦夷征討の代表的人
物として傳へられてゐる諸將（例へば藤原宇合、坂上田村
麿、文室綿麿等）⁽¹⁾が幾何の兵數を有つて征夷の旅に上つた
かは明かでないが、何れも蝦夷征略の徹底を期して行はれ
た重要な征戰であつたから、隨つて其の兵數も相當多かつ
たことは想像に難くない。その他の場合に於ても、苟くも
獨立の征討軍として編成せられる軍隊は、兵數三千を下る

ことはなかつたものと見るべきである。これ等の場合に於
いて、奥羽の征略に大規模な軍隊が動かされたことは次の
記述によつても知られるであらう。

(1) 文室綿麿の場合ははじめ奥羽の兵二萬六千を發せん
ことを奏したが、後一萬人が減ぜられた。（日本
後紀）

(2) 神護景雲二年陸奥國は陸奥の兵四千を鎮兵に加へ、
他國の鎮兵（他の地方から陸奥
に駐屯してゐた兵）二千五百人を停止せん
ことを奏言した。（續日
本紀）

●寶龜五年、坂東八國に勅して、陸奥國が若し急を告
げることがあらば、國の大小に隨ひ、各二千以下五百
以上の援兵を出すべきことを命じ給ふた。（同上）

●寶龜七年、陸奥國より軍士二萬を發して、山海二道
の夷賊を征伐せんとする旨を奏上したので、出羽國に
勅して軍士四千を發し協力して、雄勝地方より其西邊
を征すべきことを命じ給ふた。（同上）

●寶龜七年五月、出羽國志波村地方に於ける戰鬪で官
軍が利を失つたので、下野、下總、常陸三國の騎兵を

發してこれを征伐せしめ給ふた。但し兵數については不詳(同上)

●同年十一月、陸奥の軍兵三千を發して膽澤地方の夷賊を征した。(同上)

●寶龜十一年十月、征東使(蝦夷征討將軍)の戰績擧らず、報告と實績との間に非常な相異があるため、彼等に下された詔勅には「省今月廿二日ノ奏狀知、使等延遲、既失時宜、將軍發赴、久經日月、所集步騎數萬餘人(下略)と仰せられてある。

●更に大軍隊の動かされた例は、桓武天皇の曆延七年の記(續日本紀)に「下勅、調發東海、東山、坂東諸國歩騎五萬二千八百餘人、限來年三月、會於陸奥國多賀城」とあるのに見出される。當時は皇威最も旺んにして、郡縣制度は結實の時期に入つた頃であり、一舉に奥羽の徹底的平定が圖られたがために、斯る恐らくは有史以來の大動員が計畫せられたことであらう。その他にも相當多數の軍勢が動された有様を想見せし

める記述は、「續日本紀」を通じて極めて多い、

然かも斯る大軍隊の行軍には、縦へ軍隊の裝備が極めて簡單であつた當時に於いてでも、多くの兵器、器具等の輕重が伴ひ、それを運搬したり、騎乘したりすべき多數の馬が伴つた。一火(十人を一火といふ)の兵士毎に六騎の駄馬が附屬した。(軍防令)そして各兵はその當座の糧食として糶六斗、鹽二升、及び當火の用に供するための戒具等を携帶した。(同上)其他兵士が火毎に運搬すべき物品には、紺布の幕一口、裏を着けた銅盃、小釜、二口、鍬一具、剉確一具、斧一具、小斧一具、鑿一具、鎌二張、鉗一具などがあり、五十人毎に運搬してゆくべきものに、火鑽一具、熟艾一斤、手鋸一具等があり、また各兵毎に、弓一張、弓弦袋一口、副弦二條、征箭五十隻、胡斂一具、太刀一口、刀子一枚、礪石一枚、蘭幅一枚、飯袋一口、水桶一口、鹽桶一口、脛巾一具、鞋一兩等(軍防令)を携帶しなければならなかつた。當時に於いても、軍隊の行軍に相當の輜重を伴つた有様が窺はれるであらう。

無論斯如き大規模な征討軍の通行は、毎年必ず定期的に繰返されてゐた調庸の運夫や、雜徭人夫などのやうに常時的なものではなかつた、時には年に數回發せられるやうな場合などはなかつたが、また數年の間全くその通行を見ないこともあり、殊に平安朝初期以後は、奥羽の平定も一段落を告げ、その必要が殆どなくなつた。然し、軍隊の行軍の如くに、急激に道路をはじめ橋梁、渡船等の整備發達を促した交通者群は他になかつた。それは最も密東的な大集團を成し、且つそれに伴ふ兵器、武具、兵糧と共に、龐大な交通量を成してゐたばかりでなく、多くの場合急速さを必要としたから、屢々軍隊を派遣された地方に在つては、必然に交通施設改良の緊急な必要に迫られたからである。アツシリヤ、ローマ、エジプト等の古代諸國に於いて、高度な發達を遂げた道路や橋梁は何れも軍隊、兵糧の輸送と戦利品の運輸との必要を主因として、促成せられたものであつたのである。

蝦夷征略に於ける征討軍の頻繁な動きは——他の征戰の

場合も同様であるが——軍隊自體の往來の他にも、道路交通の發達を促進すべき種々條件を隨伴した。經略の據點（例へば多賀城、膽澤城）に長期に互つて駐在せる軍隊への（出羽地方の柵砦等）に大量な兵糧及武器、武具の輸送、俘虜の護送、經略據點附近への軍事的、武裝的移民の移送等はその主要なものである。

蝦夷地（奥羽）の經略が、長期的計畫によつて行はれるやうになると、經略の方策もそれに隨つて變化して來た。即ち従來は、蝦夷が誰反動揺して不安な事態が生ずる毎に、中央から征討軍が派遣され、一應平定の功が成ると、征討將軍は徵集兵を解除し、歸還したのである。然るに夷族は反覆常なく、動搖騷擾が絶えなかつたので、やがて邊境の要所に、經略上の據所を設け、其處に一定數の守備兵を駐屯せしめてその鎮壓に備へることになつた。前に述べた多賀城、膽澤城をはじめ、陸奥出羽の兩國に互り、所々に設けられてゐた柵砦は、何れも、そふした蝦夷經略の足場であつたのである。

斯等の城柵には、諸國から派遣せられる軍兵が一定期間の間、駐屯してゐたばかりでなく、またその附近に、諸國の農民を移植して、武裝的移民たらしめた。⁽¹⁾

(1) 例へば、和銅七年(皇紀一三七四年)には尾張、上野、

信濃、越後等の諸國から二百戸を移して出羽の柵に配

屬した。(續日本紀)また靈龜二年には陸奥國置野、最

上の二郡及び信濃、上野、越前、越後四國から各百戸

宛の民を移して出羽國に屬せしめた。(同上)養老六年

(皇紀一三七七年) (西曆七一七年)には、信濃、上野、越前、越後の百

姓各百戸宛を出羽の柵戸とした記事が見えるし、また

養老三年には汎く東海、東山、北陸の三道から百姓二

百戸を移して同じく出羽の柵に配した記事が見える。

また神龜五年(皇紀一三八八年) (西曆七二八年)には、白河軍團を新に

置き、丹取の軍團を改めて玉作の軍團とし、大いに邊

境の軍備を増強すると共に、武裝移民の移植を行ひ、

養老六年には諸國の國司に命じ、柵戸一千人を選んで

陸奥の鎮所に配し、天平九年には多賀、玉造、新田、

牡鹿等の諸柵砦に軍兵を配した記事が見える。(同上) 其他神護景雲三年には汎く坂東八國の民をして、當時新たに營造せられた桃生、伊治の二城に配しやうとする計畫が樹立された。(同上)記述などをはじめ、奈良朝から平安朝初期へかけ、蝦夷征略が完するに至るまで、斯る守備軍の駐屯や武裝的移民の移住が頻繁に行はれた事實を傳へる記述が多い。

斯種の武裝移民に關して注目すべきことは、それによつて單に邊境の防備と土地の開拓とが意圖せられたばかりでなく、同時にまた夷族の宣撫をも意圖せられたことである。「續日本紀」が靈龜二年の移民に關して、その方針を示し「從三位中納言巨勢朝臣萬呂言、建出羽國已經數年、吏民少稀、狄徒末馴、其地膏腴、田野廣寬、令隨所國民、遷於出羽國、教諭狂狄、兼保地利、許之、因以陸奥國置賜最上二郡、及信濃上野越前越後、四國百姓各百戸、隸出羽國焉」と記してゐるのがそれであつて、恰かも現在日本の大陸經營の一局面を彷彿たらしめるものがある。

斯如く廣汎な地域から、集團移民が奥羽地方に移送せられたことは、頻繁に行はれた駐屯軍の派遣や次に述べる防人の來往、俘囚の處分、浮浪人の彷徨など、共に、全國的な集團行路者群を加へ、道路交通量を増加する原因となつた。誠に諸國からの奥羽移民が妻子眷族を伴ふことを許されてから⁽¹⁾、それまで遠い蕃夷の地として、征夷の軍兵かまたは武裝的な屈強の男子以外、往來を夢想だにせられなかつたであらう奥羽の地方へ、今や遠隔の諸國から、幼老婦女の群までが盛んに往來するやうになつたのである。

任地へ赴きまたは歸還する防人等は、陸奥、出羽以外の地方への、(西國、九州地方)略同じやうな集團的旅行者群を成してゐた。それは陸奥出羽地方の駐屯軍や、移民群ほど大規模なものではなかつた。然し東國人にして時に妻妾家人、奴婢、牛馬を伴ひ、⁽²⁾遠く筑紫、壹岐、對島⁽³⁾の地方に至り、防人の任に服してゐる者が少くなかつたのである。

「註」(1) 陸奥柵戸百姓言、遠離^{イカガ}郷關、傍無^{イカガ}親情、吉凶不^{イカガ}相問、緩急不^{イカガ}相救、伏氣、本居、父母兄弟妻子、同貫^{イカガ}柵戸、庶蒙^{イカガ}安堵、

許之(續日本紀)

(2) 「令義解」

(3) 「續日本紀」天平神護二年四月の記。

かくして、殊に奈良朝時代から、平安朝初期の頃へかけて、蝦夷地經略のために繰り返された征討軍の派遣、駐屯軍の派遣、交代、頻繁な集團的移民の實施、其の家族の移住、それに防人の赴任、歸還等の行路は、道路交通上に、大きな影響を及ぼしたのである。

(6) 兵糧及び兵器の輸送

奥羽地方經略の必要上、頻繁に行はれた兵糧及兵器の運送、當時の道路上に於ける大きな交通量を成し、交通の發達に影響を及ぼしたものの一つである。

當時まだ人口が稀薄で、耕地の開墾が充分に行はれてゐなかつたので、奥羽地方には、各地の城柵に駐屯してゐる駐屯軍や、事變に即應して諸國から派遣せられる征討軍のために、兵糧を供給するだけの生産力がなかつた。随つて關東、北陸地方をはじめ比較的隣接の地方から、屢々大量

の兵糧を移送する必要があつた。また優れた兵器や武具も此の未開の地方では、製作すべき技術が發達してゐなかつたから、度々諸國から輸送せられた。

兵糧が城柵の駐屯軍に於いて不足を生じ、その輸送が重大な問題となつてゐたことは「續日本紀」養老六年の記に

又曰、用兵之要、衣食爲本、鎮(城柵等)無儲糧、何堪固守、募民出穀、運輸鎮所(ハカリ)程道遠近爲差、委輸以

遠二千斛、次三千斛、近四千斛、校外征五位下、

と見えるなどに徴しても明かに窺はれる。即ち鎮所に於いて衣食が不足勝ちで、困難な事態を生じたので、それを補充する必要に迫られ、一定の私穀を貢納してそれを奥羽の鎮所に運送する土豪に對しては叙位によつて彼等を顯彰したのである。そして斯る方法による兵糧の輸送は奈良朝時代から平安朝初期にかけて屢々繰り返して行はれた。⁽¹⁾

(1) 常陸國那賀郡大領外七位上宇治部直荒山、以私穀三千斛、獻陸奥鎮所、授外從五位下、

(續日本紀 養老七年の記)

尾張、相模、越後、甲斐、常陸等國人、總十二人、

以私力運軍糧於陸奥、隨其所運多少、加授位階、(續日本紀)

●校越前國人從六位上人荒木臣忍山外從五位下、以

運軍糧也(續日本紀 寶龜十一年の記)

●比年坂東八國、運穀鎮所、(續日本紀 延曆二年の記)

●十二月庚辰朔、授外正七位下朝倉公家長外從五位下、以進軍糧於陸奥國也(同 延曆六年の記)也

(附記)——斯様な記事が發見してゐるのであるから、軍糧を奥羽地方へ運搬して位を授けられる地方の豪族等は可なり多かつたに相違ない。

右の註記に現はれてゐるところのみに據つても兵糧を奥羽へ移送した地方は關東諸國から越後、越前、甲斐、尾張地方にまで及んでゐるから、その範圍が相當廣汎なものであつたことが知られる。運送せられた米穀の數量も少からぬものであつたらう。一私人にして二千斛(石)三千斛、四千斛といふやうな多量の米穀を貢獻し、運送した様子が窺はれるからである。(前註 参照)

これ等は私人にその私穀を献納して運搬せしめた場合であるが、官府自から諸國の國司に命じて運送せしめる場合には更に大量であつた。例へば光仁天皇の天應二年相模、武藏、安房、上總、下總、常陸等の諸國に命じて陸奥の軍所に兵糧を運輸させたときには十萬斛といふ大量のものであつた。(續日本紀
但此場合は水運)

また延暦八年膽澤地方に進軍してゐた二萬七千四百七十人の將兵に對して、兵糧を運送した場合には、その一日の所要領が五百四十九斛に達した(續日本紀)といふから、征戰中を通じて運搬せられた數量が如何に尨大なものであつたかが窺知せられるであらう。

斯如き多量の兵糧の運搬には、驚くべき多數の運夫を必要とした。「續日本紀」延暦八年六月の記は、當時の軍兵に伴つた輜重人夫の員數、運夫一人の運搬量、軍兵一日の兵糧所要量等に就き貴重な記述を留めてゐる。

河陸兩道輜重一萬二千四百四十人、一度所運糶六千二百十五斛、征軍二萬七千四百七十人、一日所食五百四十九

斛、以_レ此支度、一度所運、僅支二十一日(糶は飯を干したるもの)

即ち二萬七千餘人の軍兵に對して、兵糧の運搬に従事せる運夫は河陸兩道を合せ一萬二千四百四十人の多數であつて、其の一回の運搬量は六千二百十五斛であつたといふから、運夫一人の運搬せる量は約五斗に當つてゐた。然し斯様に多數の人夫を徵從して漸く軍所へ運び届けられた六千餘斛の兵糧も、わずかに十一日を支へ得るに過ぎなかつたから、運夫が第二回の糧米を運搬して來るまでは到底持ち續けることが出来なかつた。(時の征夷將軍はその困難を奏言した。)

(1) 河陸兩道といふのは、其の一部分が北上川によつて舟運せられたことを示す。

これによつて當時の奥羽經路が如何に多量の兵糧輸送を必要とし、隨つてまた如何に多くの交通量を道路交通の上に加へたかの一斑が窺はれるであらう。右の計算によれば地方の土豪が二三千斛の米穀を陸奥、出羽地方へ運送する場合にも、少くとも延四、五千人の運夫を必要とした譯であつて、私人の力によつて一度に斯如き多數の運夫を徵し

集めることが困難であつたとすれば、それは數回に分つて運送せられたであらう。斯くして一人の豪族が叙位の光榮に浴する程度の米數量を運送し終るがためには、少くとも數百人の運夫が幾度かその地方と奥羽を往還したものと考へなければならぬ。斯如き多量な糧食の運搬が政府にとつて重い負擔であつたことは「早入二賊地、耕種野^レ殺省^二運糧費^一」(續日本紀)と見えるによつても想像に難くない。然しそれは兎も角、尾張、甲斐、越前等、遠隔の地方からさへ(前文参照)、斯様な方法によつて屢々兵糧の運送が行はれたのであるから、奥羽經路に於ける兵種の運輸は、前に述べた調庸の運送と共に道路及附屬物の改良發達を、廣汎な範圍に亘つて促進したであらうことは容易に肯かれよう。

次に兵器武器の運送も、同様にその運夫の往來によつて交通量を加へ、道路交通の發達を促す一つの原因となつた。それは兵糧運搬の場合のやうに其數量に於いても、また運搬の回數に於いても多くはなかつたが、それでも尙相當頻繁に行はれたことは明かである。¹⁾

(1) ●仰^二相模、武藏、下總、下野、越後等國、送^三甲^二二百

領于出羽國鎮戌^一 (續日本紀 寶龜八年の記)

●癸未、征東使請^二甲^一一千領、仰^二尾張、參河等五國、令^レ

運^三軍所^一 (同 寶龜十一年の記)

●征東使請^二襖四千領、仰^二東海東山諸國、便造^三送^一

(同上)——これは武具ではないが、奥羽地方へ大量の

物品が輸送せられた一例である。

●諸國に命じて屢々甲冑の製造修補を命じたのは(續

日本紀)斯うしてそれを蝦夷地へ運送する必要のあつ

たこと、關係を有つであらう。

(7) 浮虜の處分・浮浪人の往來・歸化人の諸國移住

俘囚、浮浪人、歸化人(主として朝鮮人)はそれ〴〵異つた原因

によつて生じた特殊の集群であつたが、然し當時の路上を

屢々集群を成して通行した通行者であつた點に於いては何

れも同様である。陸奥、出羽地方長期に亘る經路は、其の過程に於いて、

次々に多數の歸順者や俘囚をなし、そして多くの場合、彼等

は中央へ誘致され、諸國に隸民として移住させられた。蝦夷四隼人の歸服または俘囚に關する記述は、大化以前に關しても屢々見出されるが、殊に欽明、敏達、皇極の御世頃になつてからは頻繁に現はれて来る。例へば「日本書紀」欽明紀には「蝦夷隼人並びに衆を率ゐて歸まゐで從したがふ」と見え、敏達紀にも、蝦夷歸服の記事があり、また皇極記には「癸酉、越邊の蝦夷數千内うち附つし」とある。大化以後、殊に奈良朝時代に入り、奥羽の征略が徹底的に行はれると共に、蝦夷族の俘囚や歸屬者も益々多くなり、頻繁に諸國へ移し配せられたものゝ如くである。官府は、彼等の首魁に對しては、中央に誘致して饗應したり、階位を授けたりして恩澤を厚くし、殘存せる夷族の歸順誘致に努めると共に、一方その大衆の一部は、奥羽の根據地から遠隔の諸國に移し、騷擾動搖の機會を除き、隸民として生産に従事させたり、または兵務に従はしめたりした。(續日本紀)例へば神龜元年、陸奥の俘囚百四十四人を伊豫國に、五百七十八人を筑紫に十五人を和泉に配したなども其の一例であるし、また寶龜

七年、陸奥の俘囚三百九十五人を太宰府管内の諸國に配し、出羽の俘囚三百九十五人を太宰府管内の諸國及讃岐に配し、同時に七十八人を諸司及參議以上の者に與へて賤民としたなどもその例である。(同上)また翌寶龜八年には、陸奥の夷俘の來り降る者が、路上に相望むほどであつた。(同上)といふから彼等も同様に多くは諸國に移配されたであらう。弘仁年間、文室綿鷹が蝦夷の殘類に徹底的な打撃を加へた時の如きは、歸服者と俘囚を併せ非常な多數に上り其大部分は京都に護送された後、諸國一圓に亘つて配分移住せしめられた⁽¹⁾。その他にも蝦夷の俘囚や歸順者を中央へ護送し、次いで諸國に定住させた例は甚だ多い。一方亦韓半島の爭覇戰に於いて得られた唐、新羅等の捕虜なども屢々内地へ送つて同様に處分した場合が少くないやうである。⁽²⁾

「註」(1) 其蝦夷者、依_レ請須_ニ移_ニ配中國、唯俘囚者、思_ニ量便宜、安置當土、勉加_ニ教諭、勿_レ致_ニ騷擾、又新獲之夷、依_ニ將軍等奏、宜_ニ早進上、但人數巨多、路次難_レ堪、其強壯者步行、羸弱者給_ニ馬(續日本紀)

(2) 「日本書紀」天智紀等

無論、彼等の通行は、移民などと同様、その性質上、常時的、定期的ではなかつた。然し征異が進められてゐる間、次々に右の如く三百、五百といふやうな集群を成し、時には更に大集團をさへ成して、彼等は軍兵の護送の下に、陸奥、出羽の奥地から、または韓半島から送られ、そして諸國へ移住せしめられた道路交通者群であつた。當時の經濟組織に於いて、彼等の勞働力は、生産上重要な地位を占めてゐたのである。

次に、韓半島からの歸化人群も、多くは諸國に移して生産に従事せしめられたから、彼等もまた此の時代の路上に屢々見受けられた集群的な交通者の一つであつたに相違ない。朝鮮半島の歸化人の多かつたことは、記紀の隨所に見出される記述によつても明かであるが、殊に大化改新後、天智天皇の御世頃に於いては頻繁であつて、時には驚くべき多數の者が同時に歸化したこともある。天智天皇の四年には百濟の國人男女四百人が歸化して、近江國神前郡に居住せしめられ、翌五年には同じく百濟の男女二千人を東國

に居らしめた。(日本書紀)續いて同八年の十二月に百濟人七百人が歸化したのを、近江國蒲生郡に置いたのも其例である。また同書天武紀に、「化來（まゐ）つる百濟の僧尼及び俗人（しよじん）、男女併せて廿三人、皆武藏國に安置（おほ）らしむ」とあるのも、持統紀に「三月乙丑朔巳卯、投（おの）ける高麗人五十六人を以て常陸國に居らしめ、田を賦ひ、稟（かて）を受ひて、生業安かならしむ」、夏四月甲午朔癸卯、筑紫大宰、投化ける新羅の僧尼及び百姓男女二十二人を獻る。武藏國に居らしめ、田を賦ひ、稟を受ひて、生業安かならしむ」、「戊午、新羅の沙門詮吉、級喰北助等五十人歸化けり」、「乙酉、百濟男女廿一人歸化けり」等とあるのも、何れも韓半島人の歸化とその處置とを傳へるものである。奈良朝時代に入つてからも、彼等の歸化は續いて行はれた⁽¹⁾

(1) 歸化新羅僧廿二人。尼二人、男十九人、女二十一人、

移武藏國閑地、於是始置新羅郡焉（天平寶字二年續日本紀）

● 戊午、置歸化新羅一百卅一人於武藏國（同上）

● 壬戌、在上野國新羅人、子午足等一百九十三人、

賜姓吉井連、(續日本紀
天平神護二年の記)

●「新羅姓氏錄」に據れば山城、大和、河内、和泉等の諸國には漢族、新羅族、任那族、高麗族、百濟族等を合せ百三十三氏が在つた。

斯等の記述によつてその一斑が窺はれるやうな、韓半島人の斯如き頻繁な歸化が、如何なる原因によつてなされたかは明かでない。また歸化人の性格が、自由民的な歸化人であつたか、それともまた何等かの強制力によつて、日本へ齎らされた隸民的存在であつたかも明かでない。清和天皇の貞觀十五年に、武藏國司から、其管内に在住してゐた三人の新羅人が逃隠して在所不明の旨を報告して來たので、京畿七道の諸國に令して彼等を搜捕せしめたことや、それ等の新羅人が何れも大宰府から遷配せられたものであつた(三代實錄)事實などに徴すれば、當時諸國に配置されてゐた半島人は自由の歸化人ではなく、隸民的存在であつたやうにも思はれるが、また一面自由民的性格の現はれも窺はれないではない。これ等の問題に就いては研究の餘地

が多い。彼等の頻繁な歸化の動機または原因に就いては明かな記述がない。たゞ「續日本紀」寶龜五年の記に「勅大宰府曰、比年新羅蕃人、頻有來著、尋其緣由、多非投化、忽被風漂、無由引還、留爲我民、謂本主何、自今以後、如レ此之色、宣皆放還此示弘恕、有船破及絶糖者、所司量事、令得歸計」と見えるなどは、歸化の動機に對するつ一の説明であり得るが、然し大化直後の頃から一時に二千人にも上る多數の歸化をも含めての、その一般的原因を説明するものではなく、要するに上代以來斯如く盛んに行はれた韓人の歸化は、韓半島に於ける繼續的な政治的動亂騷擾と關係を有ち、中にはその難を避けて日本に來投した者もあつたらうし、または生産勞働力として、強制的に移入せられた場合もあつたものと見るべきであらう。それは何れにしても、斯如く頻繁に日本に移入せられた韓土の「歸化人」は、やがて何れも近江、上野、武藏、常陸等をはじめ諸國に移して、其處に定住せしめ、農業に従事させられたのであつて、移送の都度、彼等は集群を成し

て、路上を定められた諸國に向つたのである。彼等も王朝時代の道路交通を特色附けてゐた集群行路者の一つであつたのである。

「浮浪人」の彷徨も、此時代の道路交通上に現はれた一つの特相であつた。尤も中世にも浮浪者の往行はあつたが——王朝時代を通じて浮浪人の路上彷徨は極めて一般的であり、時にはそれが非常な大集群を成してゐた有様が窺はれる。浮浪人の出現は遠い古代にまで遡るであらう。

「日本書紀」には天武天皇六年の記に「凡そ浮浪人、其の本土に送らるゝ者、猶ほ復還り到らば、則ち彼も此も、並びに課役を科せむ」と見え、また持統天皇三年の記に、「今各戸籍を造るべし。宜しく九月を限りて浮浪を糺し捉ふべし」とある。既に浮浪人が一般的に現はれつゝあつたことが知られるであらう。彼等は郷土を離れて他國を彷徨してゐた百姓であつた。(後文)奈良朝時代以後、浮浪人は益々増加し、官府はその防止に腐心する有様であつた。

註(1)◎天下百姓、多背本貫、流石他郷、規避課役(同上)

寶龜元年の記)

◎甲戌、京人流石(石)議外、則貫當國(再從)事(同上)

◎率土百姓、浮浪四方、規避課役、遂仕王臣、或望資人、或求得度(續日本紀)養老元年の記)

◎又無知百姓、不閉條章、規避僅役、多有逃亡、涉歷他郷、積歲忘歸、其中縱有悔過、還本貫者、緣其家業散夫、無由存濟(續日本紀)養老四年の記)

◎五月丁丑、大隅國菱刈村浮浪九百卅餘人言、欲建那家、許之(天平勝寶七年の記)

◎去年八月以來、歸洋夷俘、男女惣一千六百九十餘人、或去離本土、歸慕皇化、或身涉戰場、與賊結怨、愆是新來、良未安堵(天平寶字二年の記)

◎甲辰、京戸百姓、規避課役、浮石外國、習而爲常、其數實繁、各在所占著、給其口田(天平寶字五年の記)

◎庚寅、遷坂東八國並越前、能登、越後等、四國浮浪人二千八、以爲雄勝柵戸(天平寶字三年の記)

◎大宰所管國、百姓浮浪管内國、不輸調庸、唯徵他界浪人課役、由是日向國百姓規避課役、遂入大隅薩摩國、本郷爲墟遂闕公政(類聚三代格)

◎右伊勢國司解備當土之民、浮石都内差科之日係夫少(類

聚三代格

●頃年邊郡（註）陸奥及出羽を指す）黎吹、習俗澆醜、好進課賦、多入
奥地、又陸奥既岩（ウツカシ）出羽、出羽百姓還匿陸奥、去就無定、奸
通多綺（イロヒ）、遂令課賦之民脱於藉帳、調庸之物欠於官庫（類
聚三代格）

◎丁未、浮宕百姓二千五百餘人、置陸奥國伴治村（續日本
護景雲二）
紀）日本
神

◎下野國言、管内百姓、逃入陸奥國者、（中略）因技奸偽
之徒、爭避課役、前後逃入者、惣八百七十人、國司禁之、
終不能止（同上、寶龜三年）

× × ×

此の外にも、農民の「浮浪」または「浮宕」に關する記事は、
「續日本紀」「類聚三代格」「日本後紀」等に非常に多く、一々
引用に違ないが、以上の註記によつても、當時浮浪人の彷徨
往來が、陸奥地方から大隅薩摩の地方に至るまで、全國に亘
つて、如何に一般的であつたか、そしてまたその集群も時と
して如何に多數に上つたか、想見せられるであらう。

本來、一定の土地への定着性を有ち、官府から役夫や運
夫として徴せられる場合を除き、移動、行路の機會の少か

るべき農民が、如何にして斯如く全國的な範圍に亘り、然
かも頻繁に、集群的な彷徨浮浪を續けてゐたであらうか。

右に引用した文獻は「百姓規避課役」とか「好進課賦」
とか、または「規避徭役」とか記し、何れも農民浮浪の
原因を、彼等の課賦に對する忌避に歸してゐる。

大化以前、豪族の土地兼併によつて先じた「國縣の山海
林野池田を割りて、以て己が財と爲て、争ひ戰ふこと已ま
ず、或は數萬頃の田を兼ね併せ、或は全く容針（はりきぎばりの）地も無
し」と云ふやうな土地所有状態は、郡縣制度の成立以後、

土地私有の禁止、口分田制の制定によつて改革せられ、隨
つて農民の生活も一應安定の状態に置かれたものゝ如くで
ある、然るに其後、再び貴族や寺院を中心とする土地兼併
の情勢が誘致され、口分田の制度は次第に崩壞して、庄園
の萌芽を生ずると共に、公田の減少に伴ふ官府の歲入の缺
陥はそれだけ公田を耕作する農民負擔の重加によつて補は
れなければならなかつた。一方また國司の私慾は、屢々所

定以外の負擔を彼等に命じ、農民の生活は益々窮迫に陥ら

なければならなかつた。

「註」(1) 「日本書紀」

(2) 殊に奈良朝以後に於ける貴族寺院の土地兼併の大勢は一般に周知されてゐる。「續日本紀」和銅四年の記に「親王已下、及豪強之家、多占山野、妨百姓業、自今以來、嚴加禁斷」とあるのや、同書天平十八年の記に「禁諸寺競買百姓墾田及園地、永爲寺地」と見えるのや、また同書天平十五年の記に現はれてゐる土地所有面積の制限などは、何れも斯る事態を示す。その他にも貴族や寺院の土地集中の大勢を示す記述は非常に多く枚擧に遑ない。

(3) 國司の失敗が農民の負擔を不當に重加したことも周知されてゐるが例へば「續日本紀」寶龜十一年の記に、諸國の國司が兵士に弓馬の道を習練せしめることを怠り、恣にこれを私使した有様を記して「國司軍毅、自恣馳役、曾未貫習弓馬」とあるなども國司の間に於ける斯る傾向を示すものである。また同書延暦三年の記に「比者、諸國司等、厥政多僻、不愧撫道之乘方、唯恐侵漁之末巧、或廣占林野、奪蒼生之便要、或多營田園、妨黔黎之產業、百姓彫弊、職此之由」と見えるなどもその顯著な一例である。そして國司のかゝる悪政は時代の經過と共に益々甚しくなつて來たのである。

斯如き傾向の進むに隨つて、農民の負擔は重加する一方であつて彼等の浮浪を一般的にしたが、其上官府が財源を求むる手段として實施し、同時に王臣、豪族も利得を目的として旺んに行つた出舉のために貧困な農民は益々困難に陥り遂に本貫(本籍)を離れて逃亡するの己むなきに至つた者少くなかつた。「如聞、臣家之稻、(註)「臣家といふのは王臣、豪族を曰ふ」貯蓄諸國、出舉百姓、求利交關、無知愚民、不願後害、迷安乞食、忘農務、遂逼乏困、逃亡」とある記述などは、明かに出舉が農民浮浪の重大原因であつたことを傳へるものである。諸國の百姓が、國司、郡司によつて所定以外の雜徭を課せられてゐた有様は「又准令、雜徭六十日者、頃年之間、國郡司等、不存法意、必滿役使、平民之苦、略由於此」と見える記事によつても窺知するに難くないが、これ等のことも彼等をして課役を避けて浮浪せしめた原因であつた。

「註」(1) 「續日本紀」天平九年の記

(2) 「同書」天平寶字元年の記

斯くして彼等は郷里を離れ、諸國へ流浪した。同じ境遇に立ち同じ運命を負ふ彼等が時に大舉し、大集群を成して逃亡浮宕したことは、日向國の百姓が大隅薩摩に遁入して本郷(本貫の意)が廢墟に歸したと及びその他地方にも逃去者が多い爲に邑里が墟となり、其の附近の道路には稀れにしか人影を見られないやう場合のあつたことや、(類聚三代格)神護景雲二年、陸奥國伊治村に置いた浮宕の民が二千五百人にも達したことや、(續日本紀前文參照)寶龜三年下野國から陸奥國へ流浪した者が八百七十人に達したことや、更に遡つては天平寶字三年、坂東八國及び北陸四國の浮浪人二千人を難勝の柵戸としたことや、天平勝寶七年大隅國菱刈村に九百三十餘人の浮浪者が居たとや、また天平寶字五年、京戸の百姓にして畿外に浮宕する者の數が極めて繁つたこと(前記參照)などによつてもその一斑が窺はれるであらう。

彼等の多くは、前に述べた俘囚や歸化人の集群など、異り、郷里を離れてからも必ずしも一定の土地に落着く者ではなかつた。彼等の行先きは他國の公領かまたは王臣貴族

の私領であつた。王臣豪族の中には、浮宕者の來投を歡迎して、その勞働力を利用する者も少くなく、官府はこれを禁制するに刑罰を以つて臨む有様であつた。然し遁入した王臣貴族の私領も、他國の公領も、浮浪人の群にとつて、必ずしも安住の地でなかつたことは、彼等が一ヶ所に安住せず、諸國を「涉歴」したことや、彼等の中に再び本貫の地に歸還する者の少くなかつたことや、また「父子流離、夫婦相失」といふが如き運命に陥つて了ふ者の多かつた(續日本紀類聚三代格)などによつても想察に難くない。かくして、彼等は所詮流浪浮宕の運命から免れることが出來ずに、安住の地を求めて集群的に諸國を涉歴し、路上を彷徨する人々であつたのである。そして斯る現象は前にも言つたやうに、近畿をはじめ、陸奥出羽の奥地から、大隅薩摩の果てに至るまで、全國に亘つて展開してゐたのである。

(8) 商業の發達と道路交通量の増加

一面生産力の發展と表裏しつゝ、且つ大陸文明の刺激にも影響せられて、漸次發達の過程を辿つて來た商業的活動

も、此の時代に入つてから國家組織の變革に因つて齎られた國內の政治的障壁の消滅(前文)を、必然的にそれに隨伴せる生産及交通の飛躍的發達と共に、益々活潑になり、隨つて交通量を増加せしめる原因の一つとなつた。

商業的活動を動機とする交通は、來開種族の社會に於いてさへ、其の萌芽を見出される。例へば異族の間に於ける贈物の交換、其の他の方法による物々交換を動機とする交通の如きは其の顯著な例である。我國上古に於ける商業的活動の萌芽は、記紀の記述中に窺はれ、例へば、應神天皇の御世に於ける輕市(大和)、雄略天皇の御世に於ける俱香市(河内)、武烈天皇の御世に於ける海柘榴市(大和)、敏達天皇の御世に於ける阿斗桑市に關する記事の如き、また雄略天皇の朝、播磨の文石小鷹が商客の差付を斷ちその物品を奪略した記事や、欽明天皇の朝、山背の人、秦太津父が商賈のため伊勢路に向ひ、歸途二頭の狼が鬪ふのを見たといふ物語や、舒明天皇の御世、上毛野宗鷹に商長の姓を賜つた記事等は、何れも上代に於ける商業的活動を反映する

ものと考へられる。斯くして斯種の活動は、上代より國家經略の進行に伴ふ生産力の發展、大陸文化の交流に因る貴族層の生活上と共に益々發達し、少くとも大寶令及び養老令制定の當時に至つては、國民の(勿論その極めて小部分であらうが)斯る特殊な活動に關して制令を定めることを必要とする事態が展開してゐたものと見るべきである。當時の道路交通量が、商業的活動の發達によつて著しく増加した事實を明かにするがためには、先づ郡縣制度の下に於いて、國民の商業的活動が如何なる發達を遂げてゐたかを概觀しなければならぬ。

「關市令」は商業的活動の行はるべき場所及びその賣買せらるべき物品の價格につき

凡除_レ官市_ヲ買_レ者、皆就_レ市交易、不_レ得_レ坐_レ召_レ物主_ニ乖_レ違價_ハ、不_レ論_ニ官私_ニ交_レ行_ニ其價_一。不_レ得_レ懸違_一。

凡市、每_レ擊立_レ標題_ニ行名、市司准_ニ貨物時價_一爲_ニ三等_一。凡官與_レ私交關、以_レ物爲_レ價者、准_ニ中實價_一即懸評_ニ贓物_一者亦如_レ之(以上「令義解」)

と規定してゐる。即ち、商業的活動を市場に限定し、然かも賣品の種類毎にこれを陳列するべき肆舗を別にせしめると共に、私人の間に於いても、官私の間を於いても賣買價格の標準を定めたものであつて、それは「凡出賣者、勿爲行濫」⁽¹⁾とか、「凡以行濫之物交易者、沒官、短狹不如此法者、還主」⁽²⁾とか、または「其橫刀槍鞍漆器之屬者、各令題鑿造者姓名」⁽³⁾といふが如き、取引上の取締規定や權衡度量に關する規定など、共に當時の社會に於いて、驚くべき程に、商業的諸原則が確立してゐた事實を立證するものでなければならぬ。其處では刀劍槍^(戈)鞍等の武器武器、各種絹織物、綿布等の貴重品、粉麵其の他の食料品等をはじめ、種々の物品が賣買せられたばかりでなく、唐よりの輸入諸品や、奴婢、馬等に至るまでが、賣買せられた市場が多くの人々によつて利用せられ、混雜を取締る必要さへあつたことは「凡在市興販、男女別坐」⁽⁶⁾と規定して男女の座を分ち、「同抄」がこれを更に具體的に記して

「古記云、賣履塵、不賣冠、男女不交易、謂之弗擾」

也、塵市中空地」

と云つてゐることや、また

「市塵不擾、奸濫不行、爲市司之最、謂佐以上」⁽⁷⁾

と云つて、雜沓にまぎれ横行した不運の徒に對する取締を嚴にしてゐることなどによつても窺知せられる。

「註」(1) (2) (3) (4) (5) 及 (6) 「關市令」

(7) 「考課令」

これは主として王城下に於ける市場を對象とせる規定と思はれるが、然し地方にも商業取引が行はれてゐたことは權衡度量に關して「凡官私權衡度量、每二年二月、詣大藏省、平校、不在京者、詣取在國司、平校、然後聽用」⁽¹⁾と定めて、地方に於ける度量衡の検査を國司に委ねたことや、「凡官司未交易之前、不得私共諸蕃交易、爲人亂得者、二分其物、一分賞亂人、不分沒官、若官司於其所部捉護者、皆沒官」⁽²⁾と規定せることや外國人との交易に關して、「令義解」が

（前略）若部人於他界交易、而本部官人遣捉護者、合賞

一分、其關津糶獲、及里長坊長於其坊里捉獲者、亦皆沒官

と註してゐるによつても觀察するに難くない。即ち、唐商人が帝都に到着する以前に途中の關津等に在滯中、屢々これと交易を行ふ者があつたことが示されてゐるのである。

「註」(1) 及 (2) 「關市令」

奈良朝以後、商業的活動が益々盛んになり、一般化して來たことは、和銅二年に「凡交關雜物、其物價銀錢四文已上、即用銀錢、其價三文已下、皆用銅錢」と令して賣買の價額に依つて使用すべき貨幣の種類を定め、同四年に「以穀六升、當錢一文、令百姓交關各得其利」と令して、穀と錢との比價を定め、養志六年には「市頭交易、元來定價、比日以後、多不如法、因茲本源欲斷、則有廢業、未流無禁、則有奸非之侶、更量用錢之便宜、欲得百姓之潤利、其用二百錢、當一兩銀、仍買物賤、價錢多少、隨時平章、永爲恒式(下略)」と令し、物價の變動に對處せることなどによつて明かに窺はれる。即ちこれ等の

制令を通じて、貨幣の使用が一般化してあつた有様や物價の變動が常なく、これに對して官府が苦心を拂つてゐたことや、また商業的活動をする者が市井の人にはばかりではなく、百姓中にも多かつた有様などが知られる。米穀、鹽等をはじめ、物價の變動を利用して、利を射する者が多くなり、それがため市井の庶民の生活を脅かす事態が生じたことは天平神護元年に、官が貯藏せる米粃や食鹽を貧民に賣り出し、不足の分は西海の諸國から和米を漕運して賣らしめたことや、または寶龜四年に、天下の穀價が騰貴して百姓が飢えに頻したので、賑恤を加へたことをはじめ、屢々同様な事例を見出される。

「註」(1) (2) (3) 及 (4) 「類聚國史卷第八十」
「續日本紀」

平安朝時代に入ると共に、右に述べたやうな事態は更に進展して來た。延暦、嘉祥、貞觀の頃にかけて、米穀、施絹等の重要物資をはじめ、水田の賣買に關してまで、價格を統制するための制令や、錢貨に關する制令が發せられたこと(1)や、諸國から豊富多様な物産が京都に集中せられて、

東西の市場で整然たる制度の下に販賣せられたことや、外國の貨物が益々盛んに輸入せられ、貴族、富豪が競つてそれを購買したので、屢々官使の到達以前に於ける彼等の賣買を禁じたことなどによつても、當時に於ける商業發達の一斑が窺はれる。

「註」(1) 「類聚國史」

(2) 「延喜式」

(3) 「類聚三代格」

商業的現象が奈良朝時代より更に僻遠の地方にまで進展し、時代の經濟生活に浸潤しつゝあつた有様は、種々の文獻を通じて窺はれるが、例へば陸奥地方に在住してゐた國司、王臣等が競つて蝦夷族から馬や奴婢を買入れたことや、同地方の百姓等が、盛んに夷族と交易したことや、渡嶋(北海道)の夷族等から貢納せられる獸皮類を、途中出羽國邊で、豪族富豪の徒が競つて買取つて了ひ、賣れ残つた粗惡な品物のみが進貢せられたといふことなども其の一例であるし、また官府の交易すべき貨物が時宜を失して、損失を

招く傾向のあつたのを禁制せる延暦十七年の官符中に「諸國交易先立沽價」⁽³⁾と見え、貞觀十八年の官符に、長門國の百姓が銅を採鑛して新器を製造してそれを販賣することを禁じて「百姓任意、和採鑛造雜器、只事商買、積習爲常難輒可現」⁽⁴⁾とあるなども、商業的活動が益々全國的に一般化しつゝあつた事態を想見せしめたし、また任充ちた官吏にして、尙管内に留まり、「常好農商、侵濫百姓、巧爲奸利之謀」といふやうな者が少くなかつた(續日本)ことなども、同じ事態の現はれと見るべきである。

「註」(1) 「類聚三代格」延暦六年符

如開王臣及國司等、爭買狄馬及俘奴婢、所以放羊之徒、苟貪利潤、略食竊馬、相賊日深、加以無知百姓不農不憲章、賣此國家之貨、買彼夷俘之物、

(2) 「同上」延暦廿一年符

渡嶋狄等、來朝之日、所賣方物、例以雜皮、而王臣諸家競買好皮、所殘惡物以擬進官、仍先下符禁制已久、而出羽國司寬從曾不遵奉(下略)

(3) 及(4) 「同上」

右に述べたやうな商業的現象の發達は、此の時代に於いても其處に商業上の目的を以つて、水路または陸路を往來せる人々の相當在つたことを想像せしめるに充分である。

「續日本紀」天平神護元年、淡路國に關する記に「又聞、諸人等詐彌商人、多向彼部、國司不察、遂以成群、自今以後、一切禁斷」と見えるが商人と詐稱して淡路國へ入り込む者が群を成す有様であつたといふのであるから、既に「商人」と稱呼せられる存在がある程度迄、一般化してゐた事實を反映するものと見てよいであらう。「日本後紀」

延暦十八年には「商賈之輩、漂若海中、必揚火光、頼之得全者不可勝數」とあり、「三代實錄」貞觀八年の記に「山城國乙訓郡相應寺者、元是漁商比屋之地也」とあるなども、商人の存在を窺はせる。また同書貞觀九年の記に「或時寄寓市肆之中、或時居止流水之溪、管乘扁舟、信波浮蕩、到河陽橋邊」(註)河陽(中略)此地累代商賈之窟、

遂魚鹽利、利之處也」あるのは更に明白に商人の存在を傳へるものであらう。同書の貞觀十四年の記に「廿二日辛

卯聽諸市人與客徒、和相市易、是日官錢四十萬賜渤海國使等、乃喚集市墜人、賣與客徒此間土物」と見るのは京都市中に多くの商人が存在してゐたことを物語るものであり「延喜式」の雜式に「凡王臣家及諸商人船、許出入大宰府郡内、但不得因此擾勞百姓、及糴米買馬、若有違、依法科罪」とあるのは九州地方に於ける商人の活動を示す。

また一方新羅、唐等の外國商人も盛んに往來してゐた。(1)

〔註〕(1)「日本後紀」——丙辰、新羅商人廿一人、漂著於長門豐國浦郡(弘仁五年)

◎「續日本後紀」——頃年新羅商人來窺不絕、非置防人河備非常、(承和二年)

◎「同書」——新羅人、其情不遜、所通消息、彼此不定、定知、商人欲許交通、巧言假稱(承和九年)

◎「同書」——新羅朝貢、其來尙矣(中略)寄事商賈、窺國消息(承和九年)

◎「同書」——天藏善入唐請益僧圓仁、將弟子僧性海惟正等、去年十月、駕新羅商船來著鎮西府、是日歸朝(承知十五年)

◎「同書」——大宰府馳騁言上、大唐商人五十三人、多賣貨物、駕船一隻來著（嘉祥二年）

「三代實錄」——廿三日庚寅、大唐商人季延孝等四十三人來、

勅大宰府、安置供給（貞觀四年）

◎「同書」——先是九月一日、大唐商人張言等四十一人、駕船一艘、來著大宰府、是日勅大宰府、安置鴻臚館（貞觀八年）

右の註記によつて一斑が窺はれるやうに、外國商人の往來は頻繁であつて、貨物も盛んに輸入せられた。獨り「商人」の稱呼に於いて記録せられてゐる場合のみに限らず、使節の名に於いて極めて頻繁に來朝せる唐、新羅、游海等の諸國人も、多分に商業的性格を有つものであつた。彼等の齎らす商品は、官府との交易を主眼とせるものではあつたが（前文參照）官府が必要な諸品を買入れた後に、一設商賈にも彼等との交易を許されてゐたから、斯如き頻繁な外國商人の往來は、國內の商賈を刺激し、且つ商人を増加せしめる一つの原因となつたに相違ない。

勿論當時専門的な商賈の發達したのは、近畿をはじめ九州の一部等、先進せる地方に限られてゐたであらう。然し

諸國の驚くべき多種類の物産が帝都の市場に移入せられ、其處で賣買せられてゐた點から考へ、それと反對に近畿の産物や、外國輸入品等が少くとも地方文化の中心であつた國府の所在地などには、移出せられてゐたものと考へても無理はないであらう。そして其等を齎らす者の一つに商人があつたであらう。當時の社會に於いて、商人が如何なる程度に路上を往還したかは、管見の限りでは全く知る可き資料がない。然し、たゞ右に述べたやうな商業的活動、商賈の存在等から考へ、商人が道路交通の發達に無關係な存在でなかつたことは想像に難くない。少くとも、律令時代に於ける彼等の通行は大化以前にも若し在つたとしても、當時に比較して一般化し、非常に増加を示してゐたものと考えべきである。斯如く郡縣制度の成立以後、道路交通量は前時代に比較し、各方面に於いて著しく増加した。そしてそれは前述せる道路及道路附屬物の發達を促進する原因となつたのである。（終）